

認定コミュニティ活動状況資料

松浪地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2 ～ 1 0
委員名簿	1 1

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	1 2 ～ 2 1
当該年度の活動計画書及び収支予算	2 2 ～ 2 3
特定事業の概要	2 4
(広報「まつなみだより」発行事業)	
特定事業実施報告書	2 5 ～ 2 6
(広報「まつなみだより」発行事業)	

【参考資料】

- ・ まつなみだより (第 2 9 号～第 3 1 号)

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

1 経緯

松浪地区には、14の自治会があり自治会連合会を組織して、自助・共助、地域住民相互の連帯感、自治意識の向上を図っています。また、自治会以外の諸団体も地域の課題に専門的に取り組んでいて、年間を通して様々な地域活動を行っています。

一方で本地区では、少子高齢化や核家族化に伴って生活様式も多様化してきており、個々の団体だけでは解決できない様々な問題があり、地区全体で課題に対処していく必要性が生じてきています。

そして、全国的に新たな地域コミュニティ制度が設けられつつある中で、茅ヶ崎市においても、茅ヶ崎市自治基本条例第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、市と地域が協働して取り組む新たな地域コミュニティ制度、「（仮称）まちぢから協議会」を組織することになりました。

本地区でも、地域の身近な問題を住民自身の力で解決したいという機運が高まり、平成24年7月、茅ヶ崎市が提案する新たな地域コミュニティ制度のモデル地区に参画することを決め、自治会連合会が中心となって、標記の会の設立準備を進め、既存の「松浪地区街づくり委員会」のご理解を得て、「（仮称）松浪地区まちぢから協議会設立趣意書」、「規約」及び「フロー図」を作成しました。

今後はこれらの資料を地域住民及び関係団体に配布・回覧し、平成25年度当初を目途に「（仮称）松浪地区まちぢから協議会」を設立したいと考えています。

2 目的

(1) みんなで地域を考え、地域社会を活性化する

地域の様々な個人や団体の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域での課題を共有し、その課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域のまちぢからを高め、地域で活動している多様な担い手が連携しやすくなり、地域社会を活性化する。

(2) 自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域の様々な個人や団体の方々と市が、それぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

(3) 地域住民主体の市政

地域の様々な事情を踏まえ、地域で何を優先して実施すべきかという選択が行えるようになり、地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。

(4) 地域住民の生きがいづくり、自己実現の場を創出する

地域での活動のきっかけとして気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘するとともに、参加者が楽しみながら生きがいを得られるようにする。地域の団体にとっても、新たな担い手や活動への参加者が増え、活動の幅を広げるようにする。

審 査 基 準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 6 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第 2 条に市長が告示する松浪地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 9」と規約第 2 条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第 5 条（1）に「地区に属する全ての単位自治会の代表者」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 1 4 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第 5 条（2）～（1 5）に規定あり。（（4）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）地区社会福祉協議会 （3）地区民生委員児童委員協議会 （5）地域包括支援センターさざなみ ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）地区体育振興会 （7）地区スポーツ少年団 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （8）汐見台小学校区青少年育成推進協議会 （9）緑が浜小学校区青少年育成推進協議会 （1 0）松浪小学校区青少年育成推進協議会 （1 1）汐見台小学校 P T A （1 2）緑が浜小学校 P G T （1 3）松浪小学校 P T A （1 4）松浪中学校 P T A （1 5）松浪学区子ども会連合会	・松浪学区子ども会連合会の構成団体の減少により、連合会として活動しなくなったため、令和 3 年 2 月 1 7 日の定期総会にて規約を改定し、「（1 5）松浪学区子ども会連合会」を削除した。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第 5 条（2）～（1 5）（（4）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第 5 条第 2 項（1）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第 1 2 条及び第 2 4 条～第 2 8 条に部会の規定あり。 部会規定に部会に関する詳細の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第 1 2 条第 2 項及び第 3 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第 3 条に目的、第 1 条に名称及び事務所の所在地、第 2 条に主として活動する区域、第 9 条に代表者に関する事項、第 1 2 条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第 3 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

松浪地区まちぢから協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を松浪コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市常盤町2番2号）とする。

(区域)

第2条 本会の区域は、市長が告示する松浪地区（以下「地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

2 本会は、松浪コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとおふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家なみっこの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

4 本会は、松浪自治会館の管理運営を行い、地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関すること。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (5) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの管理運営に関すること。
- (6) 松浪自治会館の管理運営に関すること。
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区に属する全ての単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表
- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 地区老人クラブ連合会の代表
- (5) 地域包括支援センターさざなみの代表

- (6) 地区体育振興会の代表
 - (7) 地区スポーツ少年団の代表
 - (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (11) 汐見台小学校 P T A の代表
 - (12) 緑が浜小学校 P G T の代表
 - (13) 松浪小学校 P T A の代表
 - (14) 松浪中学校 P T A の代表
 - (15) 食生活改善推進団体の代表
- 2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。
- (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し、応募し、別に定めた選考要領により選考された者
 - (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会の委員 5 名以上の推薦があった者
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、第 1 項各号及び前項第 2 号に規定する者については、再任を妨げない。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (準委員)
- 第 6 条 本会に準委員を置く。
- 2 準委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (役員)
- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
 - (3) 会計 2 名
 - (4) 書記 2 名
 - (5) 監事 4 名
- (役員の選任)
- 第 8 条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。
- (役員の職務)
- 第 9 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
 - 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
 - 4 書記は、事務局を総括する。

- 5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、原則として3期までとする。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

- 2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。
- 3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

- 2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) まちぢから協議会の事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) まちぢから協議会の予算及び決算に関する事項

- (3) まちちから協議会の役員、準委員の選任及び解任に関する事項
 - (4) 第5条の第2項に掲げる委員の選任及び解任に関する事項
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) 本規約の制定及び改正に関する事項
 - (7) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの事業計画及び事業報告に関する事項
 - (8) 松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの予算及び決算に関する事項
 - (9) 松浪コミュニティセンターの役員の選任及び解任に関する事項
 - (10) 松浪自治会館の予算及び決算に関する事項
- (総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。
- 3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

- 2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 部会長の選任及び解任に関する事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 各部会が協議した事業に関する事項
- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
- (5) 本会に関係する規程等の制定及び改正に関する事項
- (6) 松浪コミュニティセンターの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (7) 松浪コミカフェの管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (8) 松浪自治会館の管理運営における重要事項の決定に関する事項
- (9) 総会に付議すべき事項
- (10) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (11) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (12) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項
（部会の構成）

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、原則委員とする。
- 4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- 5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）
（部会長及び副部会長の職務）

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

- 2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。
（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（部会の招集）

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

（部会の審議事項）

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は別に定める。
（松浪コミュニティセンターの管理運営）

第29条 松浪コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける松浪コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

- 2 松浪コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(松浪自治会館の管理運営)

第30条 松浪自治会館の管理運営は、本会の中に設ける松浪自治会館管理運営委員会が行う。

2 松浪自治会館管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第31条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には地区内に居住する者から役員会が推薦し、運営委員会の議決を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第32条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (2) 会議の資料の作成
- (3) 会議の議事録の作成
- (4) 会計事務に伴う資料の作成
- (5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第33条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第34条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第35条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(設立年月日)

第36条 本会の設立年月日は、平成25年5月31日とする。

(必要事項)

第37条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成２７年５月２０日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年３月１６日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年５月１８日から施行する。

附 則

この規約は、平成２９年１月１８日から施行する。

附 則

この規約は、平成２９年２月２２日から施行する。

附 則

この規約は、令和２年５月２０日から施行する。

附 則

この規約は、令和３年２月１７日から施行する。

附 則

この規約は、令和５年５月１７日から施行する。

附 則

この規約は、令和６年５月１５日から施行する。

松浪地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松浪地区まちぢから協議会規約第28条第2項の規定により、松浪地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 松浪地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策部会
- (2) 自治会長部会
- (3) 市民安全部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとし、事業計画及びその他必要な事項については、各部会において定めることとする。

- (1) 防災対策部会

- ア 防災・減災対策の推進に関すること。
- イ 防災・減災等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。
- ウ 防災訓練の企画・運営、実施及び検証に関すること。
- エ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

- (2) 自治会長部会

- ア 自治会相互の連絡調整に関すること。
- イ 行政からの伝達事項及び依頼事項に関すること。
- ウ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

(3) 市民安全部会

ア 安心・安全な街づくりの推進に関すること。

イ 交通安全・地域犯罪等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。

ウ その他、松浪地区まちぢから協議会の運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

2 平成 26 年 9 月 17 日に設置されたコミュニティカフェ部会は廃止する。

令和6年度 松浪地区まちぢから協議会 委員名簿

新		職名	氏名	団体名及び役職等
	1	会長	前田 積	協議会推薦
	2	副会長	朝岡 通光	協議会推薦
	3	会計	中村 和美	浜竹一丁目自治会 会長
	4		吉田 ひろみ	浜竹二丁目自治会 副会長
	5	会計	杉本 誠	浜竹三丁目自治会 会長
★	6		小松 真生	浜竹四丁目自治会 副会長
	7		白石 壽明	松浪一丁目自治会 会長
	8		長谷川 清	松浪二丁目自治会 会長
	9		佐藤 充	富士見町自治会 会長
	10	監事	辻 俊子	LG富士見町自治会 会長
	11		高橋 一紀	常盤町自治会 会長
	12	監事	神野 末喜	緑が浜自治会 会長
	13		藍葉 徹	汐見台自治会 副会長
	14		太田 眞理子	出口町自治会 会長
	15	副会長	渡邊 勇次	ひばりが丘自治会 会長
	16		石井 義康	美住町自治会 会長
	17	書記	中井 汎	松浪地区社会福祉協議会 会長
	18		高田 陽子	松浪地区民生委員児童委員協議会 会長
★	19	監事	平松 民平	松浪地区老人クラブ連合会 会長
	20	監事	峯尾 武巳	松浪地区地域包括支援センターさざなみ 管理責任者
	21		新倉 哲也	松浪地区体育振興会 副会長
★	22		矢内 浩司	松浪地区スポーツ少年団 運営委員
	23	書記	佐々木 睦子	汐見台小学校区青少年育成推進協議会 会長
	24		矢崎 明子	緑が浜小学校区青少年育成推進協議会 副会長
★	25		新井 昭子	松浪小学校区青少年育成推進協議会 副会長
	26		宮田 沙織	汐見台小学校 P T A 副会長
★	27		大島 創	緑が浜小学校 P G T 会長
★	28		田中 有希	松浪小学校 P T A 副会長
	29		渡邊 真希	松浪中学校 P T A 会長
	30		菊池 紀子	食生活改善推進団体 会員
	31		原屋敷 典子	協議会推薦
	32		川田 昌子	公募委員
	33		長崎 利明	公募委員
	34		近藤 裕美	公募委員

前年度の活動報告書及び収支決算書

令和5年度 松浪地区まちぢから協議会事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年4月12日	第1回役員会	(1) 総会の議案について (2) 運営委員会の議題について (3) 令和5年度の補助金について
5月10日	第2回役員会	(1) 教職員歓送迎会について (2) 総会の議案について (3) 運営委員会の議題について (4) 令和5年度の補助金について
5月17日	定期総会	議案第1号 令和4年度松浪地区まちぢから協議会事業報告 議案第2号 令和4年度松浪地区まちぢから協議会決算報告 議案第3号 令和4年度松浪自治会館決算報告 議案第4号 令和4年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業報告 議案第5号 令和4年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務決算報告 議案第6号 監査報告 議案第7号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会公募委員の選任について 議案第8号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について 議案第9号 令和5年度松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任について 議案第10号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案 議案第11号 令和5年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案 議案第12号 令和5年度 松浪自治会館収支予算案 議案第13号 令和5年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業計画案 議案第14号 令和5年度松浪コミュニティセンタ

		ー・子どもの家なみっこ指定管理業務収支予算案
5月17日	第1回運営委員会	(1) 各部長等選任について
5月24日	新任研修会	(1) まちぢから協議会について
6月14日	第3回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 市民集会について (3) セタコンサートについて
6月21日	第2回運営委員会	(1) 地域福祉課より報告 (2) 盆踊りの開催について (3) 市民集会について (4) セタコンサートについて (5) コミセンまつりについて
7月12日	第4回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) コミセンわくわくDAYについて (3) 盆踊りの開催について
7月19日	第3回運営委員会	(1) 市民集会について (2) コミセンわくわくDAYについて (3) 盆踊りについて (4) コミセンまつりについて
8月2日	第5回役員会	(1) 市民集会のテーマについて
8月9日	第6回役員会	(1) 運営委員会の議題について (2) 市民集会について (3) 盆踊りについて (4) コミセンまつりについて
8月16日	第4回運営委員会	(1) 市民集会について (2) 盆踊りについて (3) コミセンまつりについて
9月13日	第7回役員会	(1) コミセンまつりについて (2) 防災フェアについて (3) 運営委員会の議題について
9月20日	第5回運営委員会	(1) 市民集会について (2) コミセンまつりについて (3) 防災フェアについて
10月11日	第8回役員会	(1) コミセンまつりについて (2) 防災フェアについて (3) 運営委員会の議題について
10月18日	第6回運営委員会	(1) コミセンまつりについて (2) 地区防災訓練について
11月8日	第9回役員会	(1) コミセンまつりの振り返りについて (2) 防災フェアについて

		(3) 賀詞交歓会について (4) 運営委員会の議題について
1 1 月 1 5 日	第 7 回運営委員会	(1) コミセンまつりの振り返りについて (2) 防災フェアについて (3) 賀詞交歓会について
1 2 月 1 3 日	第 1 0 回役員会	(1) 賀詞交歓会について (2) 運営委員会の議題について
1 2 月 2 0 日	第 8 回運営委員会	(1) 賀詞交歓会について (2) 視察研修について (3) コミュニティセンター優先予約について
令和 6 年 1 月 1 0 日	第 1 1 回役員会	(1) 賀詞交歓会について (2) 視察研修について (3) 運営委員会の議題について
1 月 1 7 日	第 9 回運営委員会	(1) 自治会長部会について (2) 視察研修について (3) 各団体における次年度の体制について
2 月 1 4 日	第 1 2 回役員会	(1) 視察研修について (2) さくらコンサートについて (3) 運営委員会の議題について
2 月 2 1 日	第 1 0 回運営委員会 (視察研修)	(1) 自治会長部会の報告 (2) さくらコンサートについて
3 月 1 3 日	第 1 3 回役員会	(1) 次年度の総会について (2) 役員等の体制について (3) 各構成団体(自治会等)の次年度の総会について (4) さくらコンサートについて
3 月 2 0 日	第 1 1 回運営委員会	(1) 次年度の総会について (2) 役員等の体制について (3) さくらコンサートについて

(2) 防災対策部会（防災訓練実行委員会）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和 5 年 5 月 1 7 日	準備委員会①	・参加者：防災対策部会部会長 上原新一 副部会長 谷口 哲、事務局(2名) ・今後の運営方針の打合せ
5 月 2 5 日	第 1 回防災対策部会	・参加者：まちち会長・副会長(2名)、市防災 対策課(2名)、防災対策部会長・副部会長 (2名)、14自治会長参加 ・会長、副会長、全自治会長全員一致で防災 対策部会長、副部会長選出 ・各2名の委員選出要請 ・年間スケジュール提示 ・訓練概要案の提示 ・小学校区、中学校区拠点長確定

6月28日	準備委員会②	・参加者：まちぢ会長・副会長（2名）、市防災対策課（2名）、防災対策部会長・副部会長（2名）、 ・防災訓練時間割案検討 ・イベント型訓練内容の提示 ・シンポジウム、マップ発表会概要
7月20日	第2回防災対策部会	・参加者：まちぢ会長・副会長（2名）、市防災対策課（2名）、防災対策部会長・副部会長（2名）、防災対策部会委員（26名） ・小学校区拠点長：松一 佐久間副会長 中学校区拠点長：富士見町 佐藤会長を選定 ・訓練（起震車、煙体験実施）の選定要請 ・シンポジウム、マップ発表の概要説明 ・炊出し実施説明
8月31日	準備委員会③	・参加者：まちぢ会長・副会長（2名）、市防災対策課（2名）、防災対策部会長・副部会長（2名）、拠点長（2名） ・実行委員（2名）、通信委員（1名）、炊出し委員（2名）全自治会より選任要請 ・予算概要（収支関係） ・通信訓練概要 ・炊出し関係概要
9月21日	第3回防災対策部会	・参加者：まちぢ会長・副会長（2名）、市防災対策課（2名）、防災対策部会長・副部会長（2名）、拠点長・副拠点長（4名）、防災対策部会委員（25名） ・③準備委員会内容の共有化
10月12日	小学校区臨時会議	・参加者：防災対策部会長（1名）、小学校区拠点長、副拠点長、実行委員（12名） ・配置図の確認 ・集合場所、時間確認 ・個別訓練 ・シンポジウム関係 ・炊出し等全般の共有化と確認
10月12日	準備委員会④	・参加者：まちぢ会長・副会長（2名）、市防災対策課（2名）、防災対策部会長・副部会長（2名）、拠点長・副拠点長（4名） ・中学校区のタイムスケジュール確認 ・諸訓練のリーダー、補佐の明確化 ・種々詳細事項の確認及び共有化
10月26日	第4回防災対策部会	・参加者：まちぢ会長・副会長（2名）、市防災対策課（2名）、防災対策部会長・副部会長（2名）、拠点長・副拠点長（4名）、防災対策部会委員（44名） ・④準備委員会内容の共有化 ➡ 全体スケジュール---事務局説明 小、中学校区-----各拠点長説明 ・各自治会責任者へのお願い提示

11月17日	炊出し最終確認会議	・参加者：防災対策部会長（1名）、拠点長・副拠点長（4名）、小・中学校炊出し責任者（2名） ・炊出し関係の詳細・共有化
11月19日	最終準備委員会⑤	・参加者：まちぢ会長・副会長（2名）、市防災対策課（2名）、防災対策部会長・副部会長（2名）、拠点長・副拠点長（4名） ・『防災フェア』開催の最終確認
11月26日	松浪地区防災訓練（『まつなみ防災フェア』開催）	・参加者：全体579名（安否確認結果）（参加率） 小学校-382名 7自治会 （73%） （9.7%） 中学校-197名 7自治会 （41%） （4.5%）
12月21日	第4回防災対策部会（最終）	・参加者：まちぢ会長・副会長（2名）、市防災対策課（2名）、防災対策部会長・副部会長（2名）、拠点長・副拠点長（4名）、防災対策部会員（18名） ・令和5年度の防災訓練（まつなみ防災フェア）の報告と反省事項
毎月の運営委員会	運営委員会	・浜竹二丁目自治会 吉田副会長より報告

（3）自治会長部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年5月17日	まちぢから協議会運営委員会	令和5年度第1回運営委員会にて自治会長部会長を選出
7月22日	運営委員会	自治会運営に関するフリートーキング会
7月22日	歓送迎会	新旧自治会長の歓送迎会 市長参加・一喜にて
令和6年1月18日	運営委員会	要支援者の対応に関して市防災対策課・高齢福祉課との意見交換
毎月の運営委員会	運営委員会	各自治会の活動報告 自治会運営の諸問題の意見

（4）市民安全部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年 5月17日	まちぢから協議会運営委員会	市民安全部会長を選出
6月21日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	特殊詐欺神奈川県下の発生状況 被害 20 件 茅ヶ崎市は 56 署中 6 位 自転車も道路交通法が適用される ヘルメット着用
7月19日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	市消費生活相談から多発している詐欺事案についてチラシを入手し、各自治会長に配布
8月16日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	消費者センターによせられた平成4年度の相談事案等について市に照会し。得た資料を各自治会長に配布
11月15日	周知・啓発	「振り込み詐欺防止」の幟旗及びポスターを購入

	(まちぢから協議会運営委員会)	入、各自治会に配布
12月20日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	茅ヶ崎警察署発行の防犯だより詐欺に注意を各自治会長に配布
令和6年 2月21日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	放置自転車の取り扱い 茅ヶ崎警察署生活安全課で防犯に関する出前講座受付中
3月20日	周知・啓発 (まちぢから協議会運営委員会)	近い将来自転車の交通違反に対し青切符が交付される

2 事業の実施

日 付	区 分	事 業 名	内 容・実施体制・参加者数
令和5年 8月	共催：地区体育振興会	盆踊り大会・模擬店	
9月	主催	市民集会	【テーマ】 ごみ問題について 防災関係について 参加者数52名
10月	共催：地区体育振興会	地区市民体育祭	
10月	共催：地区社会福祉協議会	福祉ふれあいまつり	
10月	主催	コミセンまつり	参加者数約920人
11月	主催	防災フェア	松浪小・中学校で実施、参加者数約600人
令和6年 1月	主催	賀詞交歓会	参加者数71人
2月	共催：地区社会福祉協議会	ふれあいネットワーク交流会	参加者数54人
2月	主催	研修会	神奈川県温泉地学研究所 「地震と津波」に関する講話及び見学 参加者数19名

(1) 市民集会

実施日 令和5年9月9日（土）

参加者 運営委員含む一般参加者（35名）＋市議会・県議会議員（5名）＋行政（12名）
＝計52名

概要 事前に地域の皆さまから意見・質問を募集してテーマを絞り、松浪地区まちから協議会及び地区住民と行政とで意見交換を行った。

内容 事前に募集したなかで最も多かったテーマを「ごみ問題について」と「防災関係について」の2つに絞って意見交換を行った。「ごみ問題について」では、ごみ集積場問題を、「防災関係について」では、防災無線及び在宅避難の支援体制について資源循環課、環境事業センター、防災対策課と活発な質疑や意見交換を行った。



(2) コミセンまつり

実施日 令和5年10月29日（日）

参加者 約920人

概要 当日、朝方に降った雨のせいで、序盤は客足が少なかったものの、午後になると多くの地域住民の方で賑った。

内容 ちえりこさんの似顔絵、こどもたちの楽しみとして、ヨーヨー釣りやわなげなど縁日、ステージショーでは、松浪コミセンで活動する様々なサークルによる発表、フリースペースではサークルの作品やプログラミングコーナーなど、子どもからお年寄りまで楽しめる催しを実施。



(3) まつなみ防災フェア

実 施 日 令和5年11月26日（日）

参 加 者 約600人

概 要 「地域の皆様に気軽に参加していただきたい」という思いから、松浪地区防災訓練とは呼称せず、「まつなみ防災フェア」として開催した。

内 容 起震車体験、防水訓練、中学生の防災発表、また、新しいイベントとして、シンポジウム、マップ発表会、炊き出しなどを実施した。参加者に避難所のイメージをしてもらうことができた。



（4）賀詞交歓会

実 施 日 令和6年1月14日（土）

参 加 者 71人

概 要 新年の門出を祝い、松浪地区で活動する自治会をはじめとした地域の団体、市長をはじめ関係する行政職員、地区内の小中学校、市議会議員、市社会福祉協議会など多くの方々が一堂に会し、顔の見える関係づくりと今後の松浪地区の発展を願い開催した。

内 容 来賓あいさつ、参加者の自己紹介を行い、お弁当を会食することができた。



（5）研修会

実 施 日 令和6年2月21日（水）@神奈川県温泉地学研究所

参 加 者 18人+市民自治推進課1人＝計19人

- 概要 地震火山災害の軽減や、地下環境の保全に関する様々な研究をしている神奈川県温泉地学研究所にて視察研修を実施した。
- 内容 研究員の方より、「地震と津波」に関する講話を1時間程度行っていただいた後、研究所内の施設を見学した。令和6年1月に発生した能登半島地震の発生もあり、地震に対する防災意識がより高まった。



3 その他の取り組み

(1) 活動の広報

ア 広報「まつなみだより」発行事業

- * 6月15日（第29号）、12月15日（第30号）、3月15日（第31号）
- * まちぢから協議会の活動状況や各団体のお知らせを全戸配布にて周知・啓発した。

配布先：地区内小中高等学校（松浪小学校・緑が浜小学校・汐見台小学校・松浪中学校・浜須賀中学校・アレセア湘南中学高等学校）各校に40～70部を配布した。また、3施設（小和田公民館・茅ヶ崎市辻堂駅前出張所・藤沢土木事務所汐見台庁舎）には配架もお願いした（配架分を含め20～50部）。

イ HPの運営

- * 広報誌のデータや各団体の資料などをリニューアルした松浪地区まちぢから協議会のHPの中で保管・管理。
- * 1日平均閲覧件数 11～14
- * 1ヶ月平均記事記載件数 7～8件

(2) 特定事業の実施について

ア 広報紙「まつなみだより」の発行事業

上記（1）活動の広報 アのとおり

(3) その他

ア 松浪コミュニティセンター管理運営事業

指定管理を受けている松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営については、別途市へ報告を実施している。

令和5年度 松浪地区まちぢから協議会 決算報告

収入の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	750,000	740,700	
運営等助成金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
特定事業助成金	360,000	360,000	特定事業助成金 360,000円
地区防災訓練補助金	140,000	130,700	
地区自治会連合会等補助金	0	0	
繰越金	701,057	701,057	
分担金	447,000	447,000	7,820世帯×40円+14自治会×4,000円
雑入	396,500	422,146	令和2年度まちぢから協議会連絡会負担金より
朝市懇親会	46,500	0	開催なし
賀詞交歓会会費・祝金	150,000	138,000	54名×2,000+懇親会
その他会費	200,000	75,000	会長部会会費、視察研修会費等
研修参加費	0	209,146	
その他	5	7	受取利息
合 計	2,294,562	2,310,910	

支出の部

項 目		予算額	決算額	内 訳
運 営 費	【本部】	849,400	864,487	
	消耗品費	5,000	4,020	振り込み手数料等
	会議費	80,000	29,525	総会費用等
	事務費	10,000	33,434	事務用品他
	助成費	156,400	156,620	小学校区推進協（7,811世帯×10円）
	渉外費	100,000	97,900	会長・副会長活動費
	通信費	33,000	33,000	運営委員一人1,000円
	慶弔費	10,000	0	
	役務費	40,000	40,000	会長・副会長・会計・書記
	事業費	315,000	400,138	市民集会、朝市告知、賀詞交歓会、先生歓送迎会
	研修費	100,000	69,850	まちぢから協議会運営委員研修費等
	【防災対策部会】	240,000	194,476	部会、防災訓練
	【市民安全部会】	50,000	36,850	部会、のぼり旗購入
	【自治会長部会】	180,000	85,500	部会
	【広報委員会】	10,000	0	
小計	1,329,400	1,181,313		
特定事業費	委託料	360,000	353,628	広報「まつなみだより」発行事業 ※印刷委託（仕分け作業含む）
	小計	360,000	353,628	
	予備費	20,000	0	
	繰越金	585,162	769,597	
	市への返還金	0	6,372	特定事業助成金返還金
	合 計	2,294,562	2,310,910	

当該年度の活動報告書及び収支予算書

松浪地区まちぢから協議会 令和6年度事業計画書

○事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと事業を実施する。

(1) 課題把握

アンケートや意見交換会等を用い、松浪地区の課題の把握を行い、分野毎に課題の整理を行い、課題解決までの方法等についての検討を行う。

(2) 課題解決

課題把握・整理を行い、運営委員会において協議を行う中で必要に応じて組織の設置を行い、行政と協働した中で課題解決を図っていく。

また、市の特定事業助成金を活用した取り組みを行い、課題解決や地区内のニーズ発掘に努め、よりよい地域社会を構築できる一助となるよう事業を展開していく。

(3) 広報活動

松浪地区まちぢから協議会の活動状況や地区の情報を地域住民に周知するために、紙媒体やインターネット等を用い、広報活動を行う。

その中で、市の特定事業助成金を活用し、協議会の活動状況だけでなく、単位自治会や各種団体を含め地区の様々な情報を掲載した広報「まっなみだより」を発行し、各自治会等の協力の下、地域住民へ周知・啓発を行う。また、地区の様々な情報については協議会ホームページにも掲載し、積極的な情報発信に努める。

事業名	実施体制	発行回数	発行部数	周知方法
広報「まっなみだより」 発行事業	広報委員会	年3回 (6、12、3月)	各9,400部	全戸配布、公共施設等へ 配架、ホームページ掲載

(4) 人材発掘

部会の設置や様々な事業実施をしていく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘する。

○事業等の計画

下記事業の詳細に関しては役員会・運営委員会で検討を行い、決定する。

開催予定日時	事業名	場所	主催等
5月(土曜日)	松浪地区教職員歓送迎会	松浪コミセン	まちぢから協議会
6月(日曜日)	美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎	茅ヶ崎海岸	協議会連絡会
8月(土曜日)	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校	体育振興会
9月(土曜日)	市民集会	松浪コミセン	まちぢから協議会
10月(土曜日)	コミセンまつり	松浪コミセン	まちぢから協議会
11月(日曜日)	地区防災訓練	松浪小・中学校	まちぢから協議会
※ 1月(土曜日)	賀詞交歓会	松浪コミセン	まちぢから協議会
2月(土曜日)	10周年式典	松浪コミセン	まちぢから協議会
2月(水曜日)	視察研修	未定	まちぢから協議会

○会議の予定

規約第3条に掲げる目的達成のために必要な事業について、役員会・運営委員会において協議、決定する。

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会(適宜)	毎月第二水曜日(予定)
通年	運営委員会(適宜)	毎月第三水曜日(予定)

※なお、役員会・運営委員会ともに、会議の構成員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

令和6年度 松浪地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項 目	前年度決算額	予算額	内 訳
補助金	740,700	750,000	
運営等助成金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
特定事業助成金	360,000	360,000	特定事業助成金 360,000円 (広報「まつなみだより」発行事業)
地区防災訓練補助金	130,700	140,000	地区防災訓練補助金(松浪地区7,000世帯以上)
地区自治会連合会等補助金	0	0	
繰越金	701,057	769,597	
分担金	447,000	447,450	7,829世帯×50円+14自治会×4,000円
雑入	422,146	481,500	令和3年度まちぢから協議会連絡会負担金より
朝市懇親会	0	46,500	会費1,500円×31名
賀詞交歓会会費・祝金	138,000	150,000	会費2,000円×75名等
その他会費	75,000	75,000	会長部会会費他
研修会参加費	209,146	210,000	
その他	7	7	受取利息
合 計	2,310,910	2,448,554	

支出の部

項 目	前年度決算額	予算額	内 訳
【本部】	864,487	1,084,620	
消耗品費	4,020	5,000	事務用品、消耗品、振込手数料等
会議費	29,525	30,000	総会費用等
事務費	33,434	35,000	事務用品他
助成費	156,620	156,620	小学校区推進協(7,831世帯×20円)
渉外費	97,900	100,000	会長・副会長活動費
通信費	33,000	33,000	運営委員1名1,000円
慶弔費	0	10,000	
役務費	40,000	40,000	会長・副会長・会計・書記
事業費	400,138	575,000	市民集会、朝市、賀詞交歓会、先生歓送迎会、コミュニティ活動等
研修費	69,850	100,000	まちぢから協議会運営委員研修費等
【防災対策部会】	194,476	200,000	部会、防災訓練費等
【市民安全部会】	36,850	50,000	部会、講習会等
【自治会長部会】	85,500	100,000	臨時部会開催費用等
【広報委員会】	0	10,000	広報委員活動費
小計	1,181,313	1,444,620	
特定事業費			
委託料	353,628	360,000	広報「まつなみだより」発行事業 ※印刷委託(仕分け作業含む)
小計	353,628	360,000	
予備費	0	20,000	
繰越金	769,597	623,934	
市への返還金	6,372	0	
合 計	2,310,910	2,448,554	

特定事業の概要（松浪地区・広報「まつなみだより」発行事業）

松浪地区まちぢから協議会では、ホームページによって、協議会の情報発信に努めているところですが、地域の住民の方々の中には、ホームページを閲覧できない環境の方もたくさんいます。

広報紙による松浪地区まちぢから協議会の活動内容について、情報発信を積極的に行い、協議会活動に興味をもってもらうことが重要であると考えており、本事業の実施に至りました。

（１）事業の概要

◆事業概要

松浪地区住民が当事者として松浪地区のことを考えるきっかけづくりとなる協議会の活動として、松浪地区まちぢから協議会の紹介や地区情報等を掲載した広報紙を作成し、全戸配布します。

◆事業の内容

- ・発行回数：３回／年（６月１５日号、１２月１５日号、３月１５日号）

◆仕様

- ・Ａ４・４頁、二つ折り加工、両面カラー刷り
- ・コート７３ｋｇ
- ・印刷部数は９，４００部

【実施主体】 松浪地区まちぢから協議会

【企画・編集】 書記、広報委員会（ＰＴＡ、公募委員等）

【印刷】 委託

【配布・回覧】 地区住民への全戸配付、公共施設等への配架等

（２）事業のねらい

広報紙の発行による効果については、組織の透明性や、活動の民主性を高めることができます。

協議会が中心となり、地域住民への広報紙全戸配布やホームページの更新により、さまざまな情報を継続的に発信することで、少しでも地域活動に興味を持ってくれる人が増え、事業や部会に参加していただき、地域活動の推進につながることを期待しています。

（３）令和５年度実績

- ・３回発行（６月１５日号、１２月１５日号、令和６年３月１５日号）
- ・地区住民への全戸配布、地区小中学校、公共施設等への配架等
- ・日常が戻りつつあるなかで、各自治会、各団体、学校の活動や様子、地域の歴史などを盛り込み、地域に明るさと元気をもたらすことを意識した。
- ・令和５年４月より、松浪地区まちぢから協議会の HP を茅ヶ崎市まちぢから協議会が提供しているサイトを活用し、新しくリニューアルした。松浪コミセンやまちぢからの内容を充実させて、各自治会や団体も HP が立ち上げられるように促進している。
- ・一番の特徴は、「松浪ホームページ」をスマホで簡単に見ることができ、『あなたのポケットに松浪ホームページ』をキャッチフレーズに若者からお年寄りの方まで幅広い年齢層の方に利用していただけることをめざしている。

特定事業実施報告書（松浪地区・広報「まつなみだより」発行事業）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	松浪地区住民が当事者として松浪地区のことを考えるきっかけづくりとなる協議会の活動として、松浪地区まちぢから協議会の紹介や地区情報等を掲載した広報紙を作成し、全戸配布しました。		
	活動期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
	実施体制	松浪地区まちぢから協議会書記、広報委員会	周知方法	全戸配布・公共施設等へ配架・ホームページ
	参加者数	広報発行対象（松浪地区） 10,377世帯	実施日	第29号 6月15日発行 第30号 12月15日発行 第31号 3月15日発行
事業の目的や効果は達成できましたか		松浪地区まちぢから協議会の活動状況について、周知することができました。また、単位自治会や各団体の記事を併せて掲載することにより、地区住民に対して、地域活動団体の取り組みを周知することができました。		
事業を計画的に実施することができましたか		当初の計画どおり、事業を実施することができました。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		当初の計画どおり、適正に支出しました。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		各役員や広報委員であるPTAの皆さまのご協力により、各団体内でも意見を聞き、広報紙に反映し、事業を実施することができました。 また、地域住民に伝わりやすく、より興味・関心を持ってもらえるよう、レイアウト等についても創意工夫して取り組みました。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		広報委員会が役割を分担し、学校関係の記事集めや写真撮影等を行い、精力的に活動を進めました。 また、松浪小学校の誕生秘話を紹介する「松浪地区さんぽ道」の継続的な連載、ごみ削減のため地域からアイデアを募集し掲載するなど、情報の幅を広げ、取材も積極的に行いました。		
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか		まだまだ担い手の発掘には繋がっていませんが、まちぢから協議会の活動を地区内へ全戸配布して周知啓発を行っていることから、これからも発行を継続し、活動に興味を持ってもらえるよう事業を継続したいと考えています。		
課題と今後の展望について		例年課題となっている自主財源の確保については、引き続き地区内の事業所等にご協力をいただけるよう検討を進めます。 また、引き続き同仕様で広報紙を発行し、併せて定期的な更新によりホームページの充実にも取り組んでいきます。		

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	360,000	360,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	360,000	360,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
委託料	328,812	353,628	印刷委託（仕分け作業含む） （年間 9, 4 0 0 部× 3 回） 第 2 9 号＝A4両面 9, 4 0 0 部（全戸配布） （税込117,876円） 第 3 0 号＝A3両面 9, 4 0 0 部（全戸配布） （税込117,876円） 第 3 1 号＝A3両面 9, 4 0 0 部（全戸配布） （税込117,876円）
予備費	31,188	0	
市へ返還		6,372	
計	360,000	360,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

「春のさくらコンサート」と「こみせん寄席」



ようやくコミセンでのイベントが復活しました。
3月には、「春のさくらコンサート」を行いました。

当日は雨模様にもかかわらず、120人あまりのお客様にご来場いただき大盛況でした。たくさんのお桜を飾り、「春」や「さくら」にちなんだ曲を演奏していただき、しばし会場は春に包まれました。



また、5月には3年ぶりに落語会「こみせん寄席」を開催いたしました。



慶應義塾大学落語研究会の4名の学生をお招きし、テンポ良い語り口で古典落語を演じられると会場は一気に嘶に引き込まれ、笑いに包まれておりました。

後半は大喜利や来場者からの質問にもユーモア溢れる回答で盛り上がり、90人の来場者の皆様の笑顔を見れた和やかなイベントとなりました。

両イベント共にコミカフェさんにご協力いただき、イベントにちなんだ美味しいランチやデザートを提供していただきました。



「自転車 の 安全 な 乗り方」研 修 会

3月15日に神奈川県警察の方をお招きして、自転車の安全な乗り方の研修会を行いました。自転車事故が多くなっている近年の状況や令和4年11月に決定された「自転車安全利用5則」の説明がありました。

「自転車安全利用5則」は、

①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用 になります。



令和5年度4月からは子どもだけでなく大人のヘルメットの着用も努力義務化されました。特に茅ヶ崎市は自転車事故が多いのですが、その中でも松浪地区はワースト3に入るそうです。そこで、みなさん一人一人が自転車の安全な乗り方のルールを守って交通事故を起こさないようにしましょう。このQRコードから、神奈川県警察の「自転車に乗る時のルールとマナー」のリンクを見ることが出来ますのでぜひお読みください。



新 しく な っ た「 松 浪 ホ ー ム ペ ー ジ 」

この4月から「松浪地区まちぢから協議会」のホームページが新しくなりました。新ホームページでは、皆様の日常に役立つ情報を発信しながら、新たな取り組みをしていきたいと考えています。今回の一番の特徴は、「松浪ホームページ」をスマホで簡単に見ることが出来ます。『あなたのポケットに松浪ホームページ』をキャッチフレーズに若者からお年寄りの方まで幅広い年齢層の方に



<https://chigasaki-machiren.org/matunami/>

編集後記

- ★コロナが5 類に移行され、少しずつですが「あたりまえ」であった日々が戻ってきました。規制が少なくなっていくことに感謝と喜びを感じながら、新しい生活様式の中で様々なことにチャレンジしていきたいと思っています。
(松浪中学校PTA会長：渡邊真希)
- ★今年度より、地域学校 PTA と今までよりも活動が活発になり、色々な所で関わりを持てる事に嬉しく思います。まつなみだよりを通して多くの方に活動を知ってご参加いただけたらと思います。
(汐見台小学校PTA会長：井上あゆみ)



会 長 あ い さ つ



新型コロナウイルス感染症の分類が5類となり、ようやくマスク越しでは無く笑顔で会話が出来るようになってきました。
松浪地区まちぢから協議会としても、令和4年度の終わりに賀詞交歓会・春のさくらコンサートを実施することが出来ました。

松浪地区まちぢから協議会 会長 前田 積

そして5月17日には総会を開催し、令和5年度の活動がスタートしています。

今年度は慶應義塾大学落語研究会による落語会、地域小・中学校の校長教頭先生の歓送迎会を企画しました。

今後松浪地区まちぢから協議会メンバーと力を合わせ、地域の活性化につながるような事業を立案企画していきたいと思います。

皆様よろしくお願致します。

令和5年度松浪地区まちぢから協議会定期総会

書記 佐々木睦子

令和5年5月17日(水)に「令和5年度松浪地区まちぢから協議会定期総会」が行われました。

総会は、33名の運営委員が出席し、市民自治推進課からは三浦課長をはじめ、4名の方々の出席を戴きました。事前渡しの総会資料より令和4年度のまちぢから協議会の事業報告、決算報告、松浪自治会館の決算報告、松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務の事業報告・決算報告について審議され、全会

致で可決されました。また、令和5年度のまちぢから協議会役員、松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任、まちぢから協議会の事業計画案、収支予算案、松浪自治会館の収支予算案、松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務の事業計画案、収支予算案も審議され、こちらも全会一致で可決されました。

総会の様子



秋晴れの中とはいきませんが、3年ぶりの体育祭が行われました。

久しぶりという事もあり今回の体育祭は自治会対抗を無くし、松浪地区の皆さんが自由に参加出来る種目に絞った開催でしたが、思った以上の参加者数があり盛況のうちに無事終了いたしました。各地区委員の方達、松浪小学校の先生方のご協力に感謝いたします。

競技種目に対してのご意見、感想もいただいております。来年度の実施に対して大変参考になります事も合わせてお礼申し上げます。ありがとうございます。



今年は、8月5日に4年ぶりに「松浪地区盆踊り大会」が松浪小学校の校庭で開催されました。温暖化で暑い中ではありましたが、盆踊りを待っていたかのようにたくさんの地域の方や浴衣を着た子ども達もいらっしやいました。また、模擬店も開かれました。からあげ、かき氷、チョコロス、ポップコーン、ところてん、ジュースなど久し



まつなみコミセンまつり開催！



朝方は降っていた雨も前田館長の挨拶の途中で止んで晴れ間が開会式では松浪中学校の吹奏楽部の皆さんが演奏してくださり場を盛り上げてくださいました。縁日コーナーや、ちえりさんの似顔絵コーナー、1階特設ステージ、2階ホールでの発表・体



験コーナー、展示コーナーでは来場の皆さまに大いに楽しんでいただくことができました。

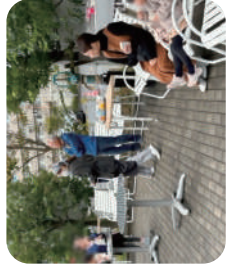
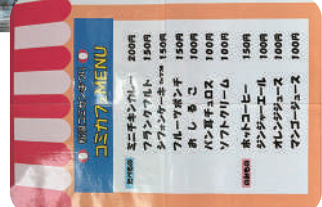
たくさん地域住民の方にご来場いただき大盛況のうちに終了することができました。

準備から当日まで協力いただいた皆さまありがとうございました。



コミカフェ

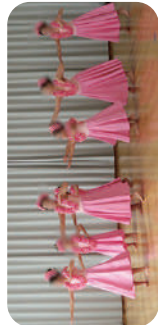
人気のコミカフェでほっと一息。



発表



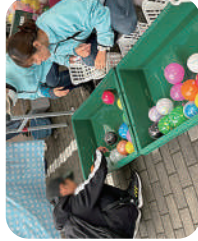
アフリカの熱いリズムを体感できました。



かわいい子ども達のフラダンスです。

縁日コーナー

ヨーヨーつり、さがなつり、わなげでにぎわいました。



体験会

たくさんの方が参加してくださいました。



カンフー体操



陳式太極拳



プログラミング体験では自分であがいたお魚を泳がせました。

展示

はがき絵、俳句、着物リフォーム 素敵な作品が並びました。



松浪一丁目自治会

松浪一丁目自治会 会長 白石 壽明
当初「小和田自治会」の名称で発足しましたが、1984年4月に現在の名称「松浪一丁目自治会」に変わりました。

当自治会はJR辻堂駅から近いため通勤の便が良く、また海へも徒歩でも行けることもあり、最近では若い世代の転入が増えています。令和5年11月現在松浪一丁目の居住世帯は728世帯でそのうちの524世帯が自治会に加入しているためです。

当自治会は道幅が狭く、行き止まりが多い住宅密集地区であり、災害時クラスター火災の発生が懸念されることから、自治会では消火器を多数街頭に配置、防災に備えているところです。防災に対する会員の意識が徐々に向上し、昨年11月に開催された「防災フェア」で自治会員の安否確認行動については8割の方に参加をいただいております。

自治会では、住民同士の交流をより一層深めるため自治会独自の行事として、3月に「おとなの集い」、6月に「地引網大会」、7月に「こどもの集い」9月に「日帰りバス旅行」、10月に「ハロウィンまつり」等を開催しております。昨年の「地引網大会」は当日の天候不良で実施できせんでしたが本年も実施予定です。また松浪緑地で実施している「ハロウィンまつり」は緑地全体を人形等で飾り付け、仮装して参加する親子も200名を超え楽しいお祭りに成長し、他の地区からの見学者も増えています。

各種行事に会員皆さんの参加をお待ちしております。



ひばりが丘自治会

ひばりが丘自治会 会長 渡邊 勇次
ひばりが丘の昔は一面の畑と松林でひばりが飛んでいたことから「ひばりが丘」と呼ばれていたそうです。大正時代は私立「雲雀ヶ丘（ひばりがおか）小学校」もあり、小和田村の一部でした。

現在のひばりが丘は二つあり、一つは私達のひばりが丘、もうひとつは三ヶ丘自治会のひばりが丘です。この件は防災の集計や学校の地域割り等について時々、混乱があり、いつかは統一してもらいたいと思っています。ひばりが丘は、300世帯未満の小人数のために役員の選出に苦勞しておりますが、少人数の良い所は、要支援者、防災、トラブル等の把握もできていることで、平和な町と思っています。松浪地区のイベントには会場が遠いために参加者が少ないことが残念に思っていますが、先日2月4日、雨模様寒い中で行われた「もちつき大会」には多くの人達に参加していただき、大鍋2つの豚汁がなくなりました。企画次第で大勢の方がイベントに参加してもらえることが理解できた一日でした。



松浪二丁目自治会

松浪二丁目自治会 会長 長谷川 清
コロナ禍の間、多くの行事が中止となり、この間に環境美化活動の一環としてごみ問題に取り組みました。燃やせるゴミ置き場にはカラスからの被害対策として黄色いネットを使用していたが、対策は十分ではなく、周辺にごみが散乱するという苦情が多くありました。そこでゴミボックス（商品名：カラスいけいけ）を全額自治会負担で設置することになりました。過去4年間で49カ所、金額にして1,300,000円の設備投資を行い、その結果、多くの方から、カラスの被害がなくなった、立体的に収納できるのでゴミ置き場の周辺がきれいになった、ゴミ出しの手間が簡単となり子供でもお手伝いが出来る等好評です。

4年ぶりのもちつき大会を、2月17日（土曜日）松浪公園で実施しました。214名の参加があり、盛大に実施しました。小さなお子様にも参加していただき、もち米24kgを8回に分けて打ち、美味しくいただきました。



近年、松浪二丁目は新しい住宅が増えています。当日は、お客様と一緒に若いご夫婦の参加が目立ちました。これからの自治会活動のあり方として、若い方にもつき大会等のイベント運営に積極的に参加していただき、自治会活動に興味を持ってもらうことも必要と感じました。

茅ヶ崎市食生活改善推進団体茅波会

食生活改善推進団体 菊池 紀子
おいしく楽しく健康に！を活動目標の一つとして、家族や地域の方々が食生活を通して健康に過ごせるように学び、考え、実践する会が、私の所属する「茅ヶ崎市食生活改善推進団体茅波会」です。

一月は、男性の料理教室と、老人会の料理教室がありました。寒い季節なので、あたたかい和風スープや、野菜がたっぷり摂れるメニューを考えました。

「久しぶり！元気だった？」の挨拶から、友人、知人、新しいご近所さんと知り合ったりと作業をしながら、和気あいあい楽しく作り、おいしく頂きました。又、私達も毎月研修があり、幼児食から高齢食まで、テーマに添ったメニューで、栄養士の講義の後、実習して学んでいます。今回は、「中高生のお弁当がテーマでした。主食③(ごはん・パン等) 主菜①(肉・魚等) 副菜②(おひたし・煮めめ・野菜炒め・サラダ等)の割合で考えると、栄養面も、見た目もバランスの良い食事になるそうです。出来上がったものは、ポリウムも、色彩りも、味も良かったので、地域の料理教室やイベント等で伝達して行こうと思います。



★今年度は、コロナ禍も落ち着き、イベントの大半が4年ぶりの復活でしたが、関係者皆さんの尽力によりやりやり遂げられたように思います。お疲れさまでした。

★松浪地区まちから協議会の地区担当としてサポートさせていただいておられます。松浪地区の活動はとも活発的で、何より「人の温かさ」を感じた1年でした。引き続き、活動を支援して参りたいと思います！

(市役所 市民自治推進課 池亀 美和)

編集後記



令和6年3月15日発行(第31号)
発行：松浪地区まちから協議会
HP：https://chigasaki-machiren.org/matunami/
印刷：(有)仲手川印刷

まっぴみだより

会長あいさつ



各地域の皆様、いかががお過でしでしょうか。
令和6年の元日も天候に恵まれ、素晴らしい初日の素晴らしい初日の出を拝むことが出来ました。

しかし、一方では能登半島地震という悲しい出来事が起きてしまいました。一日でも早い復興を願っています。令和5年を振り返ってみますと、新型コロナウイルスが

松浪地区賀詞交歓会



令和6年1月13日(土)に松浪コミュニティセンターで松浪地区賀詞交歓会を開催いたしました。当日は、茅ヶ崎市から佐藤市長始め、塩崎・岸両副市長など職員11名・茅ヶ崎市社会福祉協議会、地域内小中学校関係者、及び市議会議員の方々にご出席を賜り、まちから協議会団体の方々を含め、総勢71名の参加がありました。

まずは、末松副会長から、哀悼の意を表して元旦に起きた能登半島地震の犠牲者に黙祷を捧げました。前田会長は、開会挨拶で、能登半島地震の被災者の方々へのお見舞いの言葉があり、元旦の素晴らしい初日の出に松浪地区まちがらが輝かしく発展することを願い、今年もいろいろな行事を予定しているので行政や地域のみなさんのご協力をお願いされました。

次に、佐藤光市長は、能登半島の地震により、活動を自粛しているところもありますが、地域の方々はこういときだからこそお互いが協力して地域活動を停滞させないで茅ヶ崎を盛り上げてほしいとご挨拶がありました。竹内教育長のご挨拶の後、汐見台小学校大越



5類に移行された事から、笑顔で会話が出来るようになりました。松浪地区まちから協議会運営委員会も1月の賀詞交歓会から春のさくらコンサート、落語会、コミセンまつり、松浪地区防災フェア等、全ての年間事業が予定通りに実施出来ました。地域の皆さんをはじめ関係者の皆さん、ご協力ありがとうございました。令和6年も、1月から賀詞交歓会をはじめ、さくらコンサート等の事業を計画予定し、地域の活性化につなげていきたいと思っています。

令和6年もご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松浪地区まちから協議会 書記 佐々木 睦子

校長先生が、松浪地区で各々の学校で学校運営委員会がたちあがり、学校・保護者・地域の方々ともに協働して松浪地区の子ども達を育てていきたいと乾杯のご挨拶がありました。

今年は4年ぶりに、みなさんで乾杯しお弁当を会食することができました。2時間の間にあちこちで雑談の輪が広がりました。日頃顔は知っているけれど話したことがないという皆様と、何のでもいなくなりました。おしゃべりをさせていただくこういった貴重な場があるからこそ、人と人が繋がりが理解しあえるのだと感じました。そして災害の時も必ず役に立つのではないのでしょうか。最後は、朝岡副会長の三本締めで閉会いたしました。「街をつくっていくいろいろな年齢世代との交流は楽しいよ」ということを多くの皆さまにお伝えし、自治会活動や各種団体のボランティア活動に興味を持ち参加し、味を持てくださる方が増え、地域が活き活きと活動できる1年であることを心より願っております。



小学校：種々訓練(校庭)

恒例の松浪地区防災訓練を2023年11月26日(日)松浪小学校、松浪中学校にて開催しました。

今年は松浪地区防災訓練とは呼称せず『まつなみ防災フェア』として地域の皆様に気軽に参加して頂く事を願いました。新たなイベントとして『シンボジウム』『マップ発表会』『炊出し』を企画し、更に従来のイベント型訓練も6種類実施しました。そのため実施項目が多岐に渡り、時間制約の為、同時進行する会場も発生しました。今年のポイントは、イベント、訓練を通じて被災時のお互いの協力、意思疎通、献身的な共助が必要な点を理解して貰う事であり。更に松浪地区、茅ヶ崎市内における『防災とその備え』について、各自治会員個々に防災への意

識を高め『備え』を再認識して貰う事です。

当日は、朝から小雨模様で寒い日でしたが、各自治会は安否確認訓練をそれぞれ終了し、小学校、中学校のフェア会場に参加頂きました。市役所・消防署の職員をはじめ多くの関連の皆様を含めると約600名の参加を頂きました。今回、特に『炊出し訓練』では、試行錯誤しながら最善の結果を出すため、多くの関連の皆様からご支援やアドバイスを頂き、無事に調理し配膳する事ができ貴重な体験をさせて頂きました。又、参加者の方々からの『美味しかった！』との一言が嬉しかったです。

関連の各部署並びに各自治会の皆様で援助、ご協力誠に有難うございました。



小学校：シンボジウム



小学校：車椅子搬送等訓練



小学校：車椅子搬送等訓練



中学校：マップ発表会



中学校：本部前集合



中学校：ペット対応



炊出しカレーすいとん

松浪ふれあいネットワーク交流会

―第13回 住み慣れた街の地域福祉を考える地区懇談会―

2月17日(土)、松浪コミセンで市地域福祉課職員、市社協職員、そして地域の福祉関係者など、日々地域の福祉を支えてくださっている方々54名の参加者が、自分事として考えよう～事例を通して地域の支え合いを考え～、というテーマで8グループに分かれて事例検討を行いました。

事例は包括支援センター「さざなみ」の方に用意をしていただき、初期の認知症と分かった70代女性の事例をもとに、参加者が本人だったら、家族だったら、近隣・知人だったら、支援者として、それぞれどう感じるか、

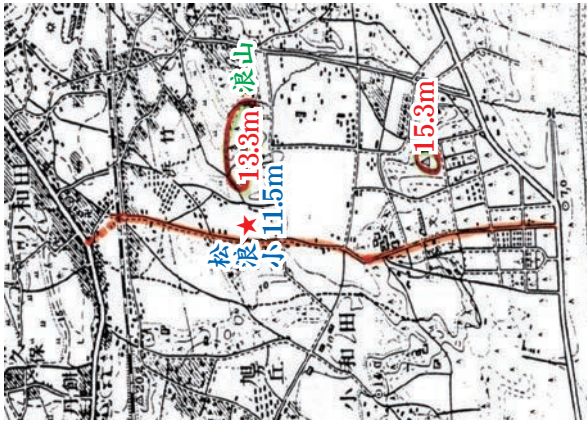


松浪地区さんぽ道 ～松浪小学校校誕生物語11～ 元松浪小学校教頭 鴨志田 聡



前回は松浪小の校歌の歌詞についてお話しましたが、今回はその内容を「松浪地区の地形」という視点でもう少し掘り下げていきたいと思っています。松浪地区という平坦な所というイメージがあるのではないかと思います。自転車などで走っていると、意外とアップダウンがあることに気づきます。あと、松浪地区は低い土地というイメージを持たれている方も多いかと思いますが、しかし、校歌の三番に「ひがし浪山こけむして」とあるように標高の高いエリアが多いのです。

松浪小の体育館の東側に国土地理院が設置した水準点あるのをご存じでしょうか。調べてみると松浪小の標高は11.56mで、50mを超す丘陵地にある小出小を除くと、市内の小学校で3番目の高さになります。左の明治40年測量



明治40年測量地図
(赤い数字は地図に記載されている標高です)

